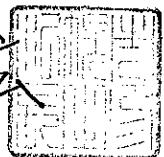


札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月夕日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第24号

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(札幌市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市区の設置等に関する条例（昭和46年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表札幌市中央区役所の項中「札幌市中央区大通西2丁目」を「札幌市中央区南3条西11丁目」に改める。

(札幌市区民センター条例の一部改正)

第2条 札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表1区民センターの項札幌市中央区民センターの目中「札幌市中央区南2条西10丁目」を「札幌市中央区南3条西11丁目」に改める。

(札幌市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

第3条 札幌市福祉に関する事務所設置条例（昭和46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央区保健福祉部の項中「札幌市中央区大通西2丁目」を「札幌市中央区南3条西11丁目」に改める。

(札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部改正)

第4条 札幌市保健所及び保健センター設置条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央保健センターの項中「札幌市中央区大通西2丁目」を「札幌市中央区南3条西11丁目」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の札幌市区民センター条例別表1区民センターの項に規定する札幌市中央区民センターの同条例第4条第1項に規定する有料施設に係る同条例第9条に規定する使用承認等の手続、使用料又は同条例第14条第1項に規定する利用料金の支払手続その他当該有料施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。